災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ
【修理内容に関すること】

	質問	回答
1	DIYの材料費は、住宅の応急修理の対象となるのか。	DIYは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
2	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は対象となります。
3	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。
4	壊れた屋根の修理について対象となるか。	屋根の修理をしないと雨漏りなどにより屋根の腐食や建物の躯体に影響が出て生活に支障が出る可能性がある場合は、対象となります。
5	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、ストーブ、ガスコンロ、食洗器等）は応急修理の対象外となります。
6	屋外設置型給湯器は修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換にあたっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
7	浸水被害により、浄化槽ブロアーが故障した。ブロアーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロアーは住宅設備であり、対象となります。
8	井戸水を使用していたが、災害後、井戸が使えなくなった。（濁っており、飲めない。）敷地内の配管を行えば給水が可能であるため、配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるか。	新たに水道管を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象となりません。 ※井戸水等から住宅への水道管やポンプなど個人で設置した設備が破損した場合は応急修理の対象となります。

災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ
【修理内容に関すること】

	質問	回答
9	床下に設置した居住空間の換気システム（建築基準法で義務付けされた24時間換気）の修理交換は対象となるか。	当該システム以外に給排気の手段がなければ対象となります。
10	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象にならないため、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
11	独立型ガスコンロからビルトインタイプのガスコンロへの仕様変更は対象となるか。	仕様のグレードアップにあたるため、対象にはなりません。
12	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活ができない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象となります。 また、床下地（下地板や根太等）と併せて畳等の修理を行う場合も対象となります。
13	浸水した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土やじゅらく壁等は一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、原則として浸水した部分は対象となります。
14	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	外周の壁で、グラスウール等吸水性の高い断熱材が施工されている場合は、浸水するとカビの温床となる可能性が高いため対象となります。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざるを得ない場合の張替えも対象となります。
15	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象となります。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますのでご留意願います。

災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ
【修理内容に関すること】

質問		回答
16	畳の交換は対象となるのか。	床下地（下地板、根太等）と併せて畳などの修理をおこなう場合は対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。
17	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類が長時間の浸水により反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合等で、そのドア類を経由しなければ屋外に出られない、トイレに行けないなど、生活動線上、必要な範囲は応急修理の対象となります。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。 ※クローゼット、物置、押し入れのふすまなどは、日常生活に支障があると言い難いため、対象外です。
18	壁や基礎などにクラック（ひび割れ）が生じた場合、対象となるか。	クラックを修理しないことにより建物の構造に影響が出るなどにより日常生活に支障を来たす場合は、対象となります。 ただし、修理がクラックの目地詰めで完了するといった場合、日常生活に支障を来しているとは言い難いため、対象外となります。
19	台所の流し台（キッチン）を交換すること応急修理の対象となるか。 また、IHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象となります。 ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。

災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ
【修理内容に関すること】

	質問	回答
20	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象となります。 ・被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は温水洗浄便座も対象になります。 ・被災前、温水洗浄機能が付いていない便器に温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 ・和式便器から洋式便器への変更は対象となります。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） ・自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、対象と言えません。
21	住宅の１階と２階の両階にトイレがあり、１階のトイレが破損した場合、修理となる	・１階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 ・また、２階のトイレと１階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
22	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	破損又はひびのある状態の浴槽は修理・交換の対象となります。